

人事労務通信



社会保険労務士事務所
人事労務センター
〒812-0011
福岡市博多区博多駅前 4-33-11-702
☎ 092-409-4188
Fax 092-409-4187
Eメール akiko@b-souken.com

ロウバイ ふくいくと春 山鹿市・芋生さんの facebook より



熊本・山鹿市の友人、芋生さんが庭に咲くロウバイを facebook にアップされていた。

「最低気温マイナス3～4℃とまた少し冷え込む日が続きそうですが、庭に出るといい香りに包まれる。蠟梅が咲きほこっています。」



育児休業給付金の支給対象期間延長

育児休業給付金の支給対象延長は、職場に復帰するために保育所等の入所を希望し申し込みをしたが、子の1歳に達する日の翌日（誕生日）に入所できない場合に限定され、以下の2つの要件を満たすことが必要です。

①市区町村等で保育所等の入所申し込みを行うこと。②入所申し込み時に、入所希望日を1歳の誕生日以前とすること。例えば、令和3年10月1日生まれの子の場合、1歳の誕生日である

筑後吉井のおひなさまめぐり 2月11日～4月3日

有馬藩の城下町久留米と天領日田を結ぶ豊後街道の宿場町として栄えた福岡県吉井町。風情あふれる白壁の町並みのなか「筑後吉井おひなさまめぐり」が開催されています。



令和4年10月1日までの日を入所希望日として申し込む必要があります。

*入所可能か市区町村に問い合わせだけではなく、入所の申し込みが必要で、1歳の誕生日の翌日以降とした場合は、支給対象期間延長はできませんが、例外として、支給対象期間延長が認められる場合があります。詳細は、お尋ね下さい。



カリフラワーの だしマヨ炒め

今回もつれあいの友人から届いたカリフラワーを使った簡単レシピ。カリフラワーのだしマヨ炒めです。

カリフラワーは、茹でるのではなく、弱火でゆっくり炒めるのがポイントです。

①カリフラワーを小分けにする。②フライパンにオリーブオイルをひき、並べる。

③両面を弱火で、焼き色が付くまで（約7分程度）焼く。④マヨネーズ大さじ4、だしパック1の中身（8g）、おろしにんにく適量、柚子胡椒適量、を混ぜ合わせ、万能ねぎ5本程度を4～5センチに切り、フライパンに入れて混ぜ合わす、4～5分炒めると出来上がり。



人事労務センターホームページ
<http://roumu.b-souken.com>
Eメール：akiko@b-souken.com

36協定は何故必要ですか

Q&A

Q：時間外労働をさせるためには、36協定が必要と聞きましたが、なぜですか？

A：労働基準法は、労働時間等の原則として、1日8時間・1週40時間以内の「法定労働時間」と1週間に1日の休日を付与することを「法定休日」として定めています。

この「法定労働時間」「法定休日」を超えて労働させる場合には、労働基準法第36条に基づく労使協定の締結と所轄労働基準監督署への届出が必要と規定されています。これを通称として「36協定」といいます。

Q：36協定の締結や監督署への届出を行わなかった場合には、罰則規定などがありますか？

A：「36協定」は、労働者を保護するため時間外労働や休日労働を労使で協定と届出義務が規定され、違反すると罰則規定があります。

Q：どのような規定でしょうか？

A：時間外労働の上限（限度時間）は、月45時間・年360時間で、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできません。

さらに、臨時的な特別の事情があっても労使で合意する場合でも、年720時間、複数月平均80時間以内（休日労働を含む）、月100時間未満（休日労働を含む）を超えることはできません。また、月45時間を超えることができるのは、年間6か月までとなっています。

罰則規定では、「法定労働時間」を超えて働かせると、6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金刑が設けられています。

※厚生労働省では、36協定で定める時間外労働及び休日労働の留意事項として、以下のような指針を策定しています。

- ①時間外労働・休日労働は必要最小限にとどめてください。
- ②使用者は、36協定の範囲内であっても、労働者に対する安全配慮義務を負います。また、労働時間が長くなるほど過労死との関連性が強まることに留意する必要があります。
- ③時間外労働・休日労働を行う業務の区分を細分化し、業務の範囲を明確にして下さい。などです。

「衝撃！」10巻を一気に読み

ビジネス総研「通信」の2月号に林田春美さんが最近読んだ本に関するコラム「子供を殺して下さい」が掲載されています。



私は、林田さんが紹介したこの本を手にして読み始めると、1巻から10巻まで一気に読みして林田さんと全く同じ衝撃を受けました。

現実社会で起きる悲惨な事件や事故を見聞きする度に、なぜ？どうして？と疑問に感じ、特に子どもたちの命と人権を守る立場で何とかできないものかと、何度か主張してきたつもりです。

ところが、この本の原作者は、株式会社トキワ精神保健事務所を創業後、“説得”による「精神障害者移送サービス」を日本ではじめて創始し、移送後の自立・就労支援にも携わるなかでの壮絶な取組が描かれている漫画本で現在までに10巻が発行されています。

漫画といって「侮れない」内容です。



あとかき

今月は、共働きの息子夫婦宅へ第3子が誕生することから、急遽、現地への出張支援を行うこととなりました。

社労士業務を片方で進めながらの出張支援は、いろいろと大変な面もありますが、孫たちの健やかに育つ姿に触れながらの日々は、何物にも変え難い喜びと感動があります。



人事労務センター

社会保険労務士 大隈昭子

TEL 092-409-4188

FAX 092-409-4187

Eメール: akiko@b-souken.com